

盛岡市役所 6 庁舎の電力供給に係る公募型プロポーザル実施要項

1 概要

平成 28 年 4 月から電気の小売業への参入が全面自由化されたことから、市役所 6 庁舎の電力供給について、電気使用料の削減、安定供給、環境配慮等、総合的な観点から、電力供給事業者を選定しようとするものである。

2 対象施設

- (1) 需要場所 盛岡市役所 6 庁舎（別紙 1 のとおり）
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

3 仕様

- (1) 供給電気方式等

別紙 1 のとおり

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

ア 予定契約電力 別紙 2 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 別紙 2 のとおり

年間の使用電力量見込み。ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する場合がある。

- (3) 供給期間

令和 7（2025）年 4 月 1 日 0 時 00 分から令和 9（2027）年 3 月 31 日 24 時 00 分まで

- (4) 供給地点

別紙 1 のとおり。

- (5) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

- (6) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

- (7) その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び要項に定めのないその他の供給条件については、盛岡市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

4 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、

別紙2に示した予定契約電力及び予定使用電力量により、1年間の金額を算定し、全施設の合計額を算出すること。

- (2) (1)の単価には消費税及び地方消費税相当額(10%)を含むものとする。また、力率100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。

- (3) 電気料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。

- (4) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、施設ごとの合計額の端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5 電力量の検針及び請求方法

- (1) 電力量の検針方法は、事業者の提案による。ただし、検針日は毎月1回とすること。

- (2) 使用電力量の検針後、検針結果を速やかに、別紙1に示した各施設の所管課へ通知するものとする。

- (3) 電気料金は、1月ごとに事業者から請求するものとする。

なお、電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨て、請求書のほかに内訳書(契約電力、使用電力量、最大需要電力、単価、料金、力率等)を添付のうえ、各施設所管課に提出するものとする。

- (4) 電気料金のほかに発生する経費は、1月ごとに事業者から請求するものとする。

6 スケジュール

募集要項公表	令和6年12月25日(水)
参加表明受付	令和6年12月25日(水)～令和7年1月15日(水)
質問の受付	令和6年12月25日(水)～令和7年1月15日(水)
質問の回答	令和7年1月20日(月)(予定)
提案書受付	令和7年1月20日(月)～令和7年1月27日(月)
書類審査	令和7年1月下旬～2月上旬(予定)
結果通知	令和7年2月中旬(予定)
準備等	令和7年2月中旬～3月末(予定)

契 約 締 結 令和 7 年 4 月 1 日

供 給 期 間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。
- (5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項に基づく公表がなされていないこと。
- (6) 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (9) 事業者の役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

8 参加表明書の提出

(1) 提出期間及び提出方法

ア 受付期間 令和 6 年 12 月 25 日（水）～令和 7 年 1 月 15 日（水）17 時必着

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市総務部管財課（盛岡市役所本庁舎本館 4 階）

(2) 提出書類及び部数

ア 盛岡市役所 6 庁舎の電力供給に係る公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

1 部

イ 応募資格を有していることを証明する書類

各 1 部

(イ) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

- (イ) 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
 - ・直近の国に納付すべき法人税の納税証明書
 - ・直近の消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ・直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
 - ・上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式第2号）
- (ウ) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- (エ) 役員一覧表（様式第4号）
- (オ) 法人登記簿謄本の写し
- (カ) 印鑑証明書

ただし、(イ)～(カ)については、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格を有する者は、提出不要とする。

9 質問及び回答

(1) 質問受付期間及び質問方法

- ア 受付期間 令和6年12月25日（水）～令和7年1月15日（水）17時必着
- イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。
- ウ 提出先 盛岡市総務部管財課
E-mail : kanzai@city.morioka.iwate.jp

(2) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、市のホームページで公表する。

10 提案書等の提出

(1) 提案書受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和7年1月20日（月）～令和7年1月27日（月）17時必着
- イ 提出方法 郵送又は持参
- ウ 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
盛岡市総務部管財課（盛岡市役所本庁舎本館4階）

(2) 提出書類及び部数

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入又は複数枚に分けて記入すること。

- ア 盛岡市役所6庁舎の電力供給に係る提案書（様式第5号） 1部
- イ 事業者概要書（様式第6号） 5部
- ウ 総電気料金算出表及び算出基礎となる内訳表（任意様式） 5部
- エ 環境配慮に関する概要書（様式第7号） 5部

11 事業者選定方法

（１）決定までの流れ

市が設置する電力供給事業者選定委員会による審査結果に基づき、最優秀提案者を選定し、電力供給契約を締結する。

（２）審査方法

書類審査による。

（３）審査基準

提案書を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	評価割合
事業者の 遂行能力	・事業を実施できる資金力、技術力、組織体制 ・官公庁等における電力供給に係る実績	20/100
地域経済 活性化	・地域経済の活性化や地域貢献に関する実績	10/100
価 格	・年間の総電気料金（付帯費用を含む）	60/100
環境配慮	・二酸化炭素排出係数 ・未利用エネルギー活用状況 ・再生可能エネルギー導入状況 ・環境負荷低減に関する取組状況	10/100

※応募者が１社の場合、基準点を 60 点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とする。満たさない場合は、該当なしとする。

（４）審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知するほか、市のホームページで公表する。

なお、審査経過及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（５）留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると市長が判断したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

オ 事業者が、「7応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

(6) その他

ア 上記（5）により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。

イ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。

エ 応募に関し提出された書類の再提出は認めない。ただし、誤字・脱字等の軽微な修正はこの限りでない。

オ 参加表明書又は提案書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式第8号）を提出するものとする。

12 担当窓口

盛岡市総務部管財課管理係

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（盛岡市役所本庁舎本館4階）

E-mail : kanzai@city.morioka.iwate.jp

電 話 : 019-626-7507（直通）

F A X : 019-622-6211（代表）

【受付時間】

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、午前9時00分から午後5時00分まで